様式第３号（第８条関係）

（表面）

年　　月　　日

廿日市市老朽危険空き家除却支援事業

補助金交付申請書

　廿　日　市　市　長　　様

申請者　住　所

　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　連絡先

　廿日市市老朽危険空き家除却支援事業の補助金交付を受けたいので、同事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

　なお、申請内容の確認のために必要があるときは、不動産登記に関すること、固定資産に関すること、市税等に関すること、住民基本台帳及び戸籍台帳等に関することについて、市長が関係機関や庁内関係部署へ照会を行うこと及び申請に係る建築物とその敷地への立入り調査を行うことを承諾します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事前調査結果の通知日・番号 | 　　　　　　年　　月　　日　　　第　　　　　号 |
| 補助対象建物の所在地（地名地番） |  |
| 交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　円　（算出表⑬） |
| 　　（内訳）　除却工事　　　　　　　　　円　（算出表⑧）　　　　　　家財処分　　　　　　　　　円　（算出表⑭） |
| この建築物は　□　他の制度等に基づく補助金の交付を受ません。□　公共事業による移転、建替え等の補償の対象とはなっていません。□　この事業に、暴力団又は暴力団関係者の関与はありません。 |

（裏面）

|  |
| --- |
| 補助申請額の算出表 |
| 補助対象経費 | 除却 | 除却工事の見積金額　 　　　　　　　　　　　　円　…　①（家具、機械、地下埋設物等の除却費を除く。）① × 0.8 ＝　　　　　　　　　　　円　…　②標準建設費による上限補助対象工事の床面積　　 　　　　　　　　㎡　…　③木造・鉄骨造　③　×　　　 ２７，０００　円／㎡　　＝　　　 　　　　　　　円　…　④補助対象経費（除却）②又は④のいずれか少ない額　　　　　　　　　円　…　⑤除却工事補助額（千円未満を切り捨て）　⑤×1/3＝　　　　 　　　　　円　…　⑥補助上限額　３００，０００　円　…　⑦⑥又は⑦のいずれか少ない額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　…　⑧　　　　　　 |
| 家財処分 | 家財処分見積金額　　　　 　　　　　　　　　　円　…　⑨補助対象経費（家財）（千円未満を切り捨て）　　　　　　⑨×1/3＝　　　　 　　　　　円　…　⑩ |
| 交付申請額の算出方法 | 交付申請額　　　　　　　⑧　＋　⑩　＝　　　　 　　　　　円　…　⑪補助上限額　　３００，０００　円　…　⑫ |
| 交付申請額 | (⑪又は⑫のいずれか少ない額)　　　　　　　　　　　　　　 円　…　⑬ |
|  | 家財処分 | 家財処分補助額　　　　⑬　－　⑧　＝　　　　　　　　　　　 円　…　⑭ |

|  |
| --- |
| 【添付書類】□　除却工事実施計画書（様式第４号）□　見積書の写し（内訳のわかる物で、補助対象工事の金額が確認できるもの）□　建設業の許可、解体工事登録又は一般廃棄物収集運搬の許可を受けていること証す書類□　平面図及び求積図（延べ面積が確認できるもの）□　跡地の管理に関する誓約書（様式第５号）　□　必要に応じ、同意書、疑義解決確約書　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |